

公立大学法人福知山公立大学旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第55条の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学(以下「法人」という。)の職員に対し支給する旅費に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程を適用する者は、以下のとおりとする。

- (1) 本法人理事、監事、経営審議会委員
- (2) 本法人に常時勤務する教員及び職員
- (3) 本法人が所管する大学に在籍する学生
- (4) 本法人の業務のために出張する必要がある全各号以外の者
(用語の意義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号第1条)で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国(本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。)との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所を離れて旅行し、又は職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(旅費の支給)

第4条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のため内国旅行中に退職、解雇又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (2) 職員が出張のため内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族
- (3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員
- (4) 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

- 3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、公立大学法人福知山公立大学職員就業規則第49条第4号に掲げる懲戒解雇又はこれに準ずるものとして理事長が定める理由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定する旅費は支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当するものを除くほか、別に定めがある場合その他法人の経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者がその出発前に次条第1項に規定する旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第5条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合であって、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、できるだけ速やかに旅行命令書等を当該旅行者に交付しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第6条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条

第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第4条第2項第1号から第3号までの現定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第10条 私事のため勤務地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が勤務地

又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については勤務地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第 11 条 1 日の旅行において日当について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当を支給する。

第 12 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第 13 条 旅費の支給を受けようとする旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを旅行命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 前項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式は、理事長が定める。

(証人等の旅費)

第 14 条 第 4 条第 4 項又は第 5 項の規定により支給する旅費は、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定める範囲内において、その都度理事長が定める旅費とする。

(鉄道賃)

第 15 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 理事長、副学長、理事（理事以外の職を兼ねる者を除く。）及び監事（以下これらを「役員」という。）が、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第 1 号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

2 前項第 2 号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行であって、片道 100 キロメートル以上（普通急行列車が運行されていない線路であって、片道 50 キロメートル以上）のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 キロメートル以上のものは普通急行料金

3 第 1 項第 3 号に規定する特別車両料金は、同号に規定する線路による旅行で片道 150 キ

ロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員については上級の運賃、役員以外の者については3階級に区分する船舶による旅行の場合には中級の運賃、2階級に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 役員が第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1に定める1日当たりの定額による。ただし、外国旅行の日当については、別に定める。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満、陸路25キロメートル未満（以上いずれも往復）又は公用車による旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 前項の規定に関わらず、福知山市内へ旅行する場合には、日当は支給しない。

4 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートル

ルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして前2項の規定を適用する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、旅行中の夜数に応じ、別表第1の定額による。ただし、外国旅行の宿泊料については別に定める。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

3 宿泊施設を利用しない場合の宿泊料は、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の4分の1に相当する額による。

(勤務地内旅行の旅費)

第21条 勤務地内における旅行については、別に定める。

(勤務地外の同一地域内旅行の旅費)

第22条 勤務地外の同一地域内(市町村、都においては全特別区)における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道費、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道費、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第23条 第4条第2項第1号の規定により支給する旅費は、前職務相当額の旅費とする。

(遺族の旅費)

第24条 第4条第2項第2号の規定により支給する旅費は、旅費の支給を受けるべき遺族の居住地から職員の死亡地までの往復に要する死亡した職員の前職務相当の旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、配偶者、子、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族の順序により同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(外国旅行の旅費)

第25条 外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定を準用する。この場合において、同法の規定中「指定職の職務にある者」とあるのは「理事長、副学長、理事(理事以外の職を兼ねる者を除く。)及び監事」と読み替えるものとする。

(旅費の調整)

第26条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要と

しない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の特例)

第 27 条 理事長は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

(その他)

第 29 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第 30 条 この規程に定めるものを除くほか、職員等の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律を準用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第19条、第20条関係）

区分		日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
規程第2条第1項第1号 に掲げる者	理事長、理事、監事、 経営審議会委員、 学長、副学長等	3,000円	14,800円
同第2号に掲げる者のう ち、右に記載するもの	教授、 7級以上の職務にある事務職員	2,600円	13,100円
同第2号に掲げる者のう ち、右に記載するもの	准教授、 5級以上6級以下の職務にある事 務職員	2,400円	12,000円
同第2号に掲げる者のう ち、右に記載するもの及 び第4号に掲げる者	助教、 4級以下の職務にある事務職員、 依頼出張を受けた外部の者	2,200円	10,900円
同第3号に掲げる者	学生等	1,700円	8,700円